

名古屋市達第22号

庁 中 一 般
区 役 所
各 公 所

職員の勤務時間の特例等に関する規程（昭和49年名古屋市達第 8 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

別表第 1 環境局富田工場の項中

「

ごみの 焼却作 業に従 事する 工場長 補佐、 主任、 技師、 業務技 師及び 技士	A	午前 8 時30分から 午後 5 時まで	45	4 週間を 通じて 8 日	
	B	午後 3 時30分から 翌日の午前 0 時15 分まで	60		
	C	午前 0 時15分から 午前 9 時まで	60		
	D	午後 3 時30分から 翌日の午前 9 時ま で	120		
	E	午前 8 時45分から 午後 5 時30分まで	60		
その他 の業務 に従事	A	午前 8 時30分から 午後 5 時まで	45	日曜日及 び 4 週間 を通じて	

を

する者	B	午前 8 時45分から 午後 5 時30分まで	60	4 日	
-----	---	----------------------------	----	-----	--

」

「

全職員	A	午前 8 時30分から 午後 5 時まで	45	日曜日及 び 4 週間 を通じて 4 日	
	B	午前 8 時45分から 午後 5 時30分まで	60		

に改め、同

」

表健康福祉局厚生院の項中

「

課長補 佐（介 護 統 括）及 び課長 補 佐 （ 介 護）	A	午前 9 時から午後 5 時30分まで	45	4 週間を 通じて 8 日	
	B	午前 8 時45分から 午後 5 時30分まで	60		
	C	午前 8 時45分から 午後10時まで及び 翌日の午前 8 時45 分から正午まで	60		
	D	午前 8 時45分から 午後 5 時15分まで	45		
	E	午後 4 時45分から 翌日の午前 1 時15 分まで	45		
	F	午前 1 時から午前 9 時30分まで	45		
	G	午後 5 時から翌日 の午前10時まで	90		
	H	午後 4 時30分から	60		

を

		翌日の午前 1 時15 分まで			
	I	午前 0 時45分から 午前 9 時30分まで	60		

」

「

課長補 佐（介 護）、 主 任 （看護 師の業 務に従 事する 者に限 る。） 及び看 護師	A	午前 9 時から午後 5 時30分まで	45	4 週間を 通じて 8 日	
	B	午前 8 時45分から 午後 5 時30分まで	60		
	C	午前 8 時45分から 午後 5 時15分まで	45		
	D	午後 5 時から翌日 の午前10時まで	90		

に改め、

」

「

特別養 護老人 ホーム におけ る業務 に従事 する主 任（看 護師の	A	午前 9 時から午後 5 時30分まで	45	4 週間を 通じて 8 日	
	B	午前11時30分から 午後 8 時まで	45		
	C	午後 4 時45分から 翌日の午前 1 時15 分まで	45		
	D	午前 1 時から午前 9 時30分まで	45		

業務に従事する者に限る。)及び看護師	E	午後 5 時から翌日の午前10時まで	90		を削り、同
	F	午前 8 時45分から午後 5 時30分まで	60		
	G	午前11時15分から午後 8 時まで	60		
	H	午後 4 時30分から翌日の午前 1 時15分まで	60		
	I	午前 0 時45分から午前 9 時30分まで	60		
	J	午前 8 時45分から午後 5 時15分まで	45		
救護施設における業務に従事する主任（看護師の業務に従事する者に限る。）及び看護師	A	午前 9 時から午後 5 時30分まで	45	4 週間を通じて 8 日	
	B	午前 8 時45分から午後 5 時30分まで	60		
	C	午前 8 時45分から午後 5 時15分まで	45		
	D	午後 5 時から翌日の午前10時まで	90		

表健康福祉局中央看護専門学校の項を削り、同表健康福祉局八事霊園・斎場管

理事務所の項中

「

技士	A	午前 7 時45分から 午後 4 時15分まで	45	4 週間を 通じて 8 日	
	B	午前 7 時30分から 午後 4 時15分まで	60		

を削り、「

」

その他の職員」を「全職員」に改め、同表子ども青少年局児童福祉センターの項、西部児童相談所の項及び東部児童相談所の項中「保育員又は児童指導員」を「保育員、児童指導員又は心理療法担当職員」に、「保育員及び児童指導員」を「保育員、児童指導員及び心理療法担当職員」に改め、同表子ども青少年局延長保育実施の保育園の項中「金曜日（」の次に「内山保育園、上飯田保育園及び」を、「ただし、」の次に「内山保育園、上飯田保育園及び」を加える。

別表第 2 健康福祉局厚生院の項中「特別養護老人ホームにおける業務に従事する」及び

「

救護施設における業務に従事する介護員	A	午前 8 時45分から 午後 5 時まで	45	日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までのいずれか 1 日	
	B	午前 9 時から午後 5 時15分まで	45		
	C	午前10時45分から 午後 7 時まで	45		
	D	午前 8 時45分から 午後 5 時15分まで	60		
	E	午前10時30分から 午後 7 時まで	60		

を削り、同

」

表健康福祉局八事霊園・斎場管理事務所の項中

午前 7 時30分から 午後 3 時45分まで	を	午前 8 時45分から 午後 5 時まで	に、
午前 7 時45分から 午後 4 時まで		午前 9 時から午後 5 時15分まで	
午前 7 時30分から 午後 4 時まで		午前 8 時45分から 午後 5 時15分まで	

斎場の 受付業 務に従 事する 者	A	午前 9 時から午後 3 時45分まで	45	4 週間を 通じて 8 日	を
-------------------------------	---	------------------------	----	---------------------	---

その他 の職員	A	午前 9 時から午後 3 時45分まで	45	4 週間を 通じて 8 日	に改め、同
	B	午前 9 時から午後 4 時まで	60		

表子ども青少年局あけぼの学園の項中

雑役に 従事す る者	A	午前 9 時から午後 4 時まで	60	4 週間を 通じて 8 日	を
	B	午前 9 時30分から 午後 4 時30分まで	60		
	C	午前10時30分から 午後 5 時30分まで	60		

「

雑役に 従事す る者	A	午前 9 時から午後 4 時まで	60	4 週間を 通じて 8 日	
	B	午前 9 時30分から 午後 4 時30分まで	60		
	C	午前10時30分から 午後 5 時30分まで	60		
主 任 (保育 士の業 務に従 事する 者に限 る。) 及び保 育士	A	午前 7 時から午後 2 時まで	60	4 週間を 通じて 8 日	
	B	午前 7 時30分から 午後 2 時30分まで	60		
	C	午前 9 時から午後 4 時まで	60		
	D	午前10時から午後 5 時まで	60		
	E	午前10時30分から 午後 5 時30分まで	60		
	F	午後 2 時20分から 午後 9 時20分まで	60		

に改める。

」

附 則

この達は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。